

として育成し、活用していくことが不可欠である。

具体的には、現行の林業普及指導員の資格試験を見直し、フォレスターの資格試験として再構築するとともに、国及び地方公共団体の職員、民間人を問わず一定の現場実務経験等を有する者に同試験の受験資格を付与する。そして、同試験に合格した者をフォレスターとして認定するとともに、市町村森林整備計画、森林経営計画（仮称）に関連する業務に関与することや、森林施業プランナーへの指導・助言を行うことができるようフォレスターの位置づけを明確にする。

なお、フォレスターの育成には一定の期間を要するため、平成25年度からの資格認定を目指す。それまでの間の市町村森林整備計画の策定等の支援業務については、（都道府県や国の職員などのうち）一定の研修等を受けた者（准フォレスター）が支援業務を行うこととし、これらの者が実際の現場経験を通じてフォレスター資格を得られるよう育成していく。さらに、幅広い業務を担うフォレスター等の活動を支援するための組織的な支援体制も整備する。

② 森林施業プランナーの育成・能力向上

施業の集約化に向け合意形成を図り、森林経営計画（仮称）の作成の中核を担う者として、森林施業プランナーを位置づけ、その育成・能力向上を図る。

このため、森林経営計画（仮称）の作成に必要な知識の習得等必要な研修を実施する。また、森林組合、民間事業者等が森林施業プランナーを十分活用するよう経営者を対象とした研修も実施する。

さらに、集約化の質の向上を図るため、森林施業プランナーを認定する仕組みを導入する。

③ 現場の技術者・技能者の育成

○路網開設に必要な人材等

丈夫で簡易な森林作業道を地形、地質等の現地の条件に応じて開設することができる森林作業道作設オペレーターを育成するため、土工技術等現場作業に必要な知識を習得するための研修を実施する。

また、一般の土木技術・技能を有する者を対象に、設計書に基づき現場で微調整を行いながら林業専用道を作設することができるよう研修を行い、林業専用道の設計者・監督者として育成する。

○フォレストマネージャー（統括現場管理責任者）等

高い生産性と安全性を確保し、林業機械を活用した低コスト作業システムを現場で実践する作業員を育成するため、段階的かつ体系的な研修カリキュラムを整備し、これに基づく研修修了者を習得した技術・技能のレベルに応じ、フォレストマネージャー（統括現場管理責任者）等として登録する制度を創設する。

また、キャリアアップして働く意欲を高めるとともに誇りを持って仕事に取り組むことができるよう、働きやすい職場づくりや適切な処遇等を図ることが必要であり、事業主が使いやすい人事管理マニュアルや、都道府県等が事業主を指導する際のチェックリストを作成する。

④ 木材の加工・流通・利用分野における人材の育成

○木材の利用・流通に関するコーディネート

研究・教育機関や木材業界が連携して、木材利用における環境・マーケティング・経済等の社会科学分野のニーズの高まりに対応したカリキュラムの充実や、素材流通に関するコーディネートを担う素材生産業・原木市場等の人材の育成に取り組むとともに、木材の知識に関する関係者による自主的な資格を検討する。また、これらの関係者間の人材交流等により、自主的な学習の促進、関係者への啓発・理解醸成の推進を図る。

○木造建築の担い手

国土交通省とも連携し、教育機関等におけるカリキュラムの支援など木造設計が取り組みやすい環境整備を図ることにより、木造住宅や大規模木造建築の設計者など木造建築に関わる人材を育成する。

⑤ 人材育成体制の構築

戦略的・体系的に人材を育成するため「人材育成マスタープラン」を作成するとともに、国、地方公共団体、大学等の教育機関等が連携しながら人材を育成する体制を構築する。その際、国有林については、多様な立地を活かしてニーズに最も適した研修フィールドや技術の提供を行う。

さらに、大学等の教育機関における教育カリキュラム等の見直しについて、文部科学省と連携して取り組む。

3 改革に向けた実行プログラム

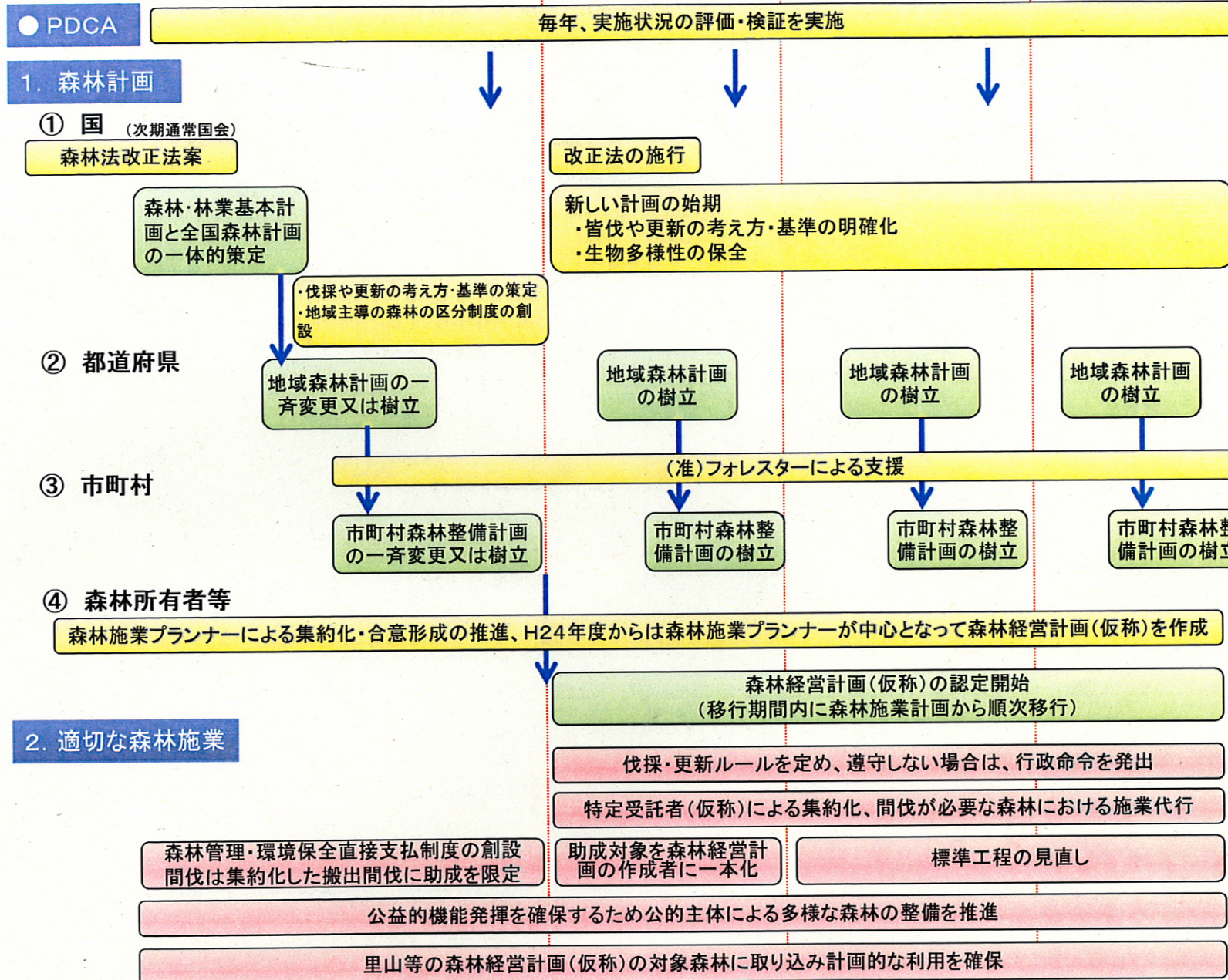
森林・林業再生プランは、平成22年6月に閣議決定された「新成長戦略」において、「21世紀日本の復活に向けた21の国家戦略プロジェクト」の一つに位置づけられており、「元気な日本」の復活に向け、着実な実行が求められている。

このため、上記改革の内容を段階的、有機的に進めていくこととし、別表の森林・林業再生プラン実行プログラム（工程表）に実施スケジュールを示す。

(別表)

森林・林業再生プラン実行プログラム(工程表)

H23年度 H24年度 H25年度 5年後(H27年度) 10年後(H32年度)



レビューの実施

森林・林業基本計画及び全国森林計画の達成状況

○木材自給率
50%以上

○全ての民有林で施業集約化が進み、持続的な森林経営と計画的な施業が定着

○造林未済地の解消

森林・林業再生プラン実行プログラム(工程表)

H23年度

H24年度

H25年度

5年後(H27年度)

10年後(H32年度)

3. 低コスト化

① 施業集約化の推進

森林管理・環境保全直接支払制度(ソフト)の創設

施業集約化への支援に係る事業制度や単価の見直しを図りつつ、施業集約化を推進

民有林・国有林が一体となった森林共同施業団地の設定を推進

② 路網基準や整備方針の明確化

「林業専用道作設指針」、「森林作業道作設指針」の普及

技術的知見を収集・蓄積及び「指針」を点検・見直し

③ 路網開設等に必要の人材の育成や路網整備の加速化に向けた支援

路網開設に必要な人材を確保・育成 (～H25年度まで5千人)

「林業専用道作設指針」、「森林作業道作設指針」に基づき、路網整備を加速化

④ 機械化の推進等

合理的な林業機械作業システムの指針作成

路網整備と併せた合理的な林業機械作業システムの普及

4. 林業事業体の育成

① 持続的な森林経営を担う森林組合改革、林業事業体の育成

森林組合は、系統運動方針に基づき、施業集約化、合意形成、森林経営計画(仮称)の作成を最優先の業務として取組を推進

系統や都道府県の意見を聞きながら、本業優先の判断に当たってのガイドライン・基準を作成

本業優先のルール・仕組みの導入

実行を重ねることで、本業優先の具体的な判断基準をより明確化

森林組合会計の見直し・情報公開を系統において周知・普及

見直し後の会計仕組みによる会計事務の導入、情報公開を推進

流域や市町村を単位とした将来事業量を明確にする仕組みの導入

林業事業体の人事管理マニュアル、チェックリストの作成、配布

② イコールフットingの確保

ア. 施業集約化に向けた合意形成・計画づくりの段階でのイコールフットingの確保

都道府県や市町村による、集約化に必要なとなる森林簿やその他の情報の提供を促進

イ. 計画に従った事業実行段階でのイコールフットingの確保

事業実行者の選択結果や理由の透明性を確保し、森林所有者等への説明責任を果たす仕組みの具体策の検討

事業実行者の選択結果や理由の透明性を確保し、森林所有者等への説明責任を果たす仕組みの導入

林業事業体の登録・評価の仕組みの具体策の検討

林業事業体の登録・評価の仕組みの導入

プログラムの実施

○路網整備、集約化の推進により、低コスト作業システムが確立

○コストの低減と間伐収入とが相まって補助なしでも間伐が可能

○森林組合員の所有森林で森林経営計画(仮称)100%樹立
 ○施業集約化を主体とした森林組合の体制の確立
 ○林業事業体での人事管理体制の確立、現場技術者・技能者の待遇改善
 ○集約化に必要な情報の蓄積
 ○事業実行の効率化、透明化の浸透

森林・林業再生プラン実行プログラム(工程表)

H23年度

H24年度

H25年度

5年後(H27年度)

10年後(H32年度)

5. 国産材の加工・流通・利用

① 質・量ともに輸入材に対抗できる効率的な加工・流通体制の整備

物流拠点間のネットワーク等による大口需要に対応できる安定供給体制の構築

中間土場などのストックヤード機能(集積・仕分け)や大型トレーラーを活用した原木流通の低コスト化・効率化

乾燥材、JAS製品など品質、性能の確かな製品をハウスメーカー等の大口需要者へ安定的に供給できる加工体制の構築

・フォレスター、森林施業プランナーなどとの連携強化

・森林経営計画(仮称)の策定などによる供給量増加に対応した加工・流通体制の一層の強化(協定の締結等)

国産材利用拡大に向けた製材品、集成材、合板などに関する技術開発・普及

間伐材をはじめとする国産材チップの供給体制の整備

間伐材・広葉樹材チップの供給拡大

民有林・国有林の連携強化による国産材の安定供給体制を構築

② 木材利用の拡大

公共建築物木材利用促進法に基づき、国が率先して公共建築物における木材利用の推進
都道府県、市町村に同法に基づく方針作成の働きかけ、公共建築物における地域材利用への支援

地域の製材工場と工務店の連携による住宅づくり、耐火部材等の製品開発・普及、土木用資材・生活用品等への国産材利用を推進

再生可能エネルギー全量買取制度導入に向け、木質バイオマス利用促進方策の構築

再生可能エネルギーの全量買取制度による木質バイオマス利用の促進

木質バイオマス等、木材の利用拡大のため新たな用途の研究・技術開発を推進

戦略的な木材輸出の推進や情報収集・宣伝普及体制の強化

③ 消費者等の理解の醸成

文部科学省と連携しつつ、消費者や青少年等に対する森林環境教育や木育を推進

環境貢献度の評価・表示手法の開発等を推進

国産材の環境貢献度の「見える化」について、環境貢献度の試行・実証を推進

NPO等のネットワーク化を図りつつ、国産材の実需に結びつけていく「木づかい運動」を展開

違法伐採対策として、木材のトレーサビリティを確保する仕組みを構築

本格実施

レビューの実施

○競争力の高い加工・流通体制の確保

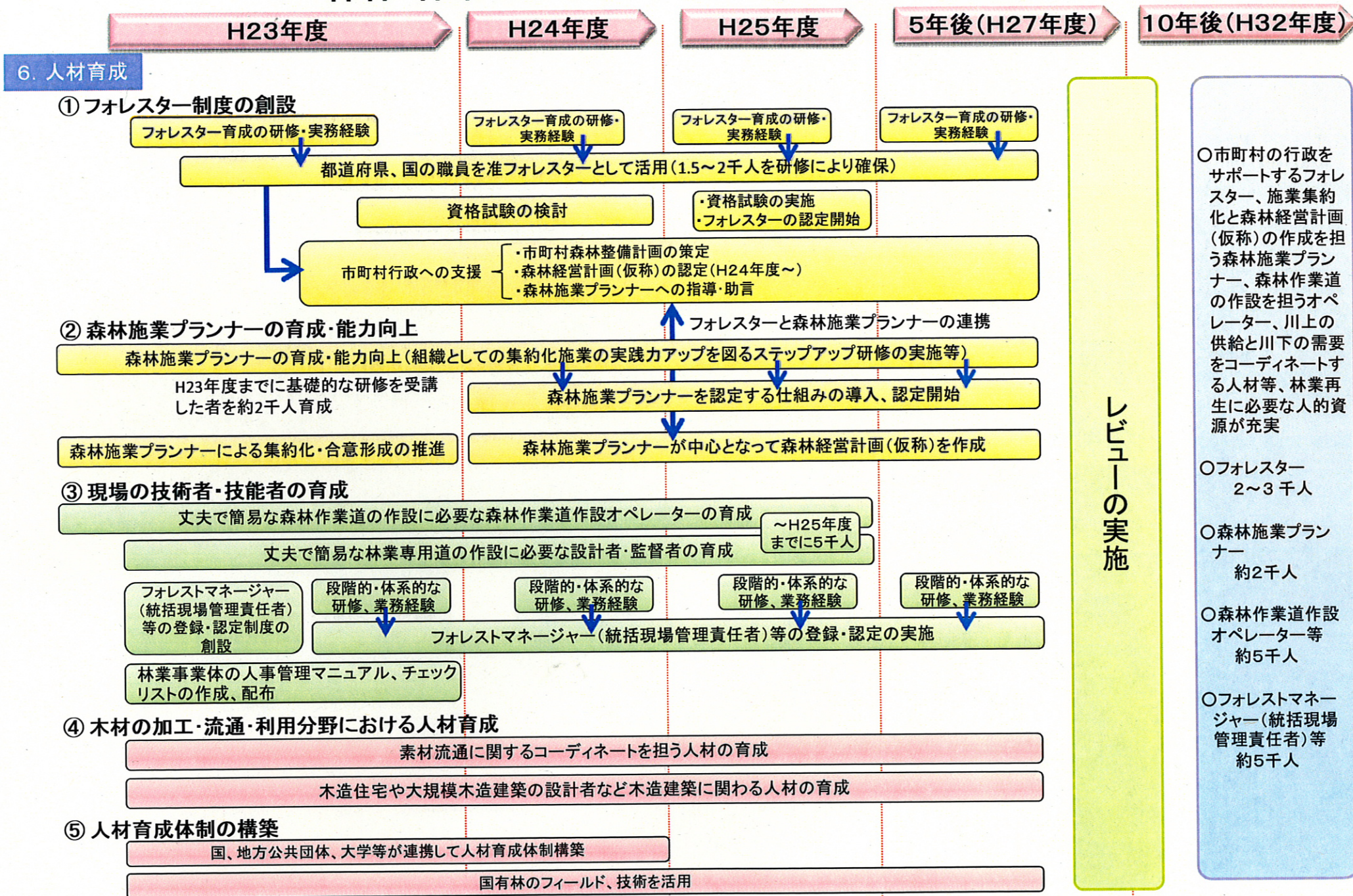
○国民生活の様々な分野で木材利用が拡大

○エネルギー利用等木質バイオマス利用の定着

○国産材の需要量(試算)

・製材 → 2,180万m³
・合板 → 590万m³
・チップ → 1,460万m³

森林・林業再生プラン実行プログラム(工程表)



○市町村の行政をサポートするフォレスター、施業集約化と森林経営計画(仮称)の作成を担当する森林施業プランナー、森林作業道の作設を担当するオペレーター、川上の供給と川下の需要をコーディネートする人材等、林業再生に必要な人的資源が充実

- フォレスター 2~3千人
- 森林施業プランナー 約2千人
- 森林作業道作設オペレーター等 約5千人
- フォレストマネージャー(統括現場管理責任者)等 約5千人